

No.	質問	回答
(1) 補助対象について		
1	法人(事業者)所在地は東京都外となりますが、都内の事業所で勤務をしている職員は受講料補助の対象となりますか。	都内の補助対象事業所で勤務をしている場合は、法人(事業者)所在地が東京都以外であっても受講料補助の対象となります。また、受講料補助対象者の居住地も問いません。
2	区市町村が直接運営をしている、補助対象事業所は受講料補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。ただし、区市町村が委託をしている補助対象事業所の場合は補助の対象となります。
3	1法人(事業者)あたり何名まで申請できますか。	1法人(事業者)につき8名までです。ただし、1種類の研修につき上限2名までです。また、同一の職員を複数の研修において補助対象とすることはできません。
4	同じ職員がサービス管理責任者等研修と相談支援従事者研修の両方を受講した場合、両方とも申請できますか。	同一職員を複数の研修において補助対象とすることはできません。申請に当たっては、いずれか一つの研修を選択してください。
5	強度行動障害支援者養成研修の基礎研修と実践研修を同一職員が受講した場合、両方とも申請できますか。	同一職員を複数の研修において補助対象とすることはできません。申請に当たっては、いずれか一つの研修を選択してください。
6	補助対象事業所の法人代表者を勤めています、受講料補助の対象者となりますか。	補助対象事業所の役員(法人代表者)であっても、補助金交付要綱第5条(対象となる職員)ののとおり、補助対象研修を活用した業務に従事している場合、受講料補助の対象者となります。
7	複数の事業所で勤務をしている職員について補助金を申請をする場合、事業所はすべて記載する必要がありますか。	対象職員の主たる勤務先の事業所を記載してください。
8	他の業務を兼務している場合でも受講料補助の対象者となりますか。	受講料補助の対象者となります。補助金交付要綱第5条(対象となる職員)ののとおり、補助対象研修を活用した業務に従事している場合、職種・常勤・非常勤、専従・兼務については問いません。
9	交付申請時に、受講決定通知が提出できない場合でも、申請を行うことはできますか。	申請期間中に受講決定通知が提出できない場合には、研修実施案内等、研修内容が確認できる書類を提出してください。
10	令和8年度以前に負担をした法定研修受講料は、受講料補助の対象となりますか。	受講料補助の対象となりません。補助の対象となる年度は補助対象者が令和8年度受講分として研修実施団体に納入した法定研修受講料となります。
11	交付申請より前に支払った受講料も対象となりますか。	令和8年度に実施される研修の受講料であれば、交付申請時点ですでに研修実施団体へ支払済みであっても補助の対象となります。研修実施団体が定める期日までに受講料を納入した上で、申請期間内に交付申請を行ってください。
12	実績報告時に、研修修了証がまだ発行されていない場合の取扱いを教えてください。	実績報告期間中に研修修了証を提出できない場合には、受講状況と提出予定日を報告してください。また、提出予定日までに研修修了証を必ず提出してください。
13	たんの吸引等研修は介護事業所も対象ですか。	介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修については、補助金交付要綱別表1-1に掲げる介護事業所及び施設並びに別表1-2に掲げる障害福祉サービス事業所等が対象となります。
14	交付申請を行ったが、法定研修を修了できなかった場合でも、受講料補助の対象者となりますか。	研修を修了できなかった場合には、補助の対象となりません。実績報告時に、研修を修了できなかった方の対象経費を除いた金額を報告してください。
15	他県など東京都外で実施される研修も補助対象となりますか。	補助対象となるのは、東京都の指定を受けた研修事業者又は登録を受けた研修機関が実施する研修を、補助対象となる職員が受講した場合に限ります。このため、他の道府県が指定又は登録した研修事業者等により実施される研修を受講した場合は補助対象外となります。
16	対象研修と同一又は類似のカリキュラムを含む研修を受講した場合は補助対象となりますか。	補助対象となるのは、本補助金の交付要綱に定める補助対象研修を修了した場合に限ります。対象研修と同一又は類似のカリキュラムを含む研修であっても、補助対象研修として定めていない研修は補助対象外となります。
(2) 勤務先事業者等が負担する金額について		
1	勤務先事業者が負担する金額に決まりはありますか。	勤務先事業者が負担する金額に決まりはありません。補助対象経費は必須テキスト代を含む対象研修の受講料となります。ただし、補助金額の算定に当たっては、補助金交付要綱別表2に定める研修ごとの補助基準額を上限として取り扱います。補助金の額の算定においては、勤務先事業者が負担した金額と補助基準額のうち少ない方の金額に補助率(4分の3)を乗じて算定します。
2	補助金申請時点で勤務先事業者が金額の負担をしていないと申請できないのですか。	申請時点ではまだ金額の負担をしていなくても申請可能です。ただし、実績報告時に領収書等の提出が必要となるため、遅くとも実績報告までには金額の負担をしている必要があります。
(3) 他の補助金の取扱い		
1	法定研修受講料について、受講料納入時に他道府県又は研修実施団体等から受講料補助を受けている場合は、補助の対象となりますか。	補助の対象となります。その場合、既に受けた受講料補助の金額を差し引いた額を基に、都の補助金額を算定します。
2	東京都が行う法定研修受講料補助金と区市町村が実施する研修受講料補助の両方に交付申請をすることは可能ですか。	東京都と区市町村両方に申請をすることは可能です。ただし、補助金の合計額が補助対象経費を超えない範囲に限ります。